

# 経 済 要 録

## 国 内

### ◇政府の「当面の経済対策」について

政府は5月30日、経済対策閣僚会議において、4月8日決定の「総合経済対策」の追加措置として、中小企業対策、雇用対策、円高差益還元策等を骨子とする「当面の経済対策」を決定した。その主な内容は以下のとおり。

#### 1. 中小企業対策等

##### (1) 特定産地総合振興対策

① 内外経済環境の変化により影響を受けている特定の産地における、産地中小企業対策推進協議会による産地構造改善ビジョンの策定、実務者レベルの総合指導調整会議による指導の強化を要請する。

② 一般会計出資金等を原資とする中小企業事業団による低利融資制度(設備資金：無利子、期間16年、運転資金：金利2.7%、期間7年)を創設し、中小企業の事業転換の円滑化を図る。

③ 現行設備共同廃棄事業を廃止し、改めて厳格な要件および監視体制の強化の下に、新たな設備共同廃棄事業を実施する。

(2) 中小企業国際経済調整対策等特別貸付制度の貸付金利の引下げ

(3) 不況業種に属する赤字企業で政府系金融機関の既往貸付金の返済に支障を生じているものに対する特別融資の実施、担保能力のない企業に対しては貸付条件の変更の要請に弾力的に対応

(4) 不況業種に属する中小企業の無担保保険の適用に関する特例

(5) 特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法における指定業種の追加

##### (6) 下請中小企業対策推進

① 下請代金支払遅延等防止法の厳正な運用。

② 下請企業振興協会による下請取引広域斡旋の実施。

③ 下請振興基準の改訂とこれに基づく指導の実施。

(7) 金属鉱業経営安定化融資の対象鉱種の拡大

#### 2. 雇用対策

(1) 雇用調整助成金制度について、機動的な業種指定、業種の指定期間および助成金の支給対象事業主の要件についての措置の実施

(2) 「特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法」による特定不況業種および特定不況地域の追加指定および実情に応じた指定期間の延長

#### 3. 円高差益還元策等

##### (1) 円高差益等の還元策

① 沖縄電力株式会社の6月からの料金の暫定的引下げ。

② 地方都市ガス・簡易ガス事業者、熱供給業者について、差益の発生するものについては可能な限り還元措置を講ずるよう指導。

③ 工業用アルコールの政府売渡価格の引下げ。

④ 畜産振興事業団の輸入牛肉差益をより直接的に消費者に結びつけるための全国的なミートフェアの開催、ビーフウィークの実施等、食肉の流通・消費対策の実施。

⑤ 家庭用液化石油ガスについては、コストダウンを末端価格へ反映させるよう流通業者に対し要請。

⑥ 主要輸入消費財の価格動向について、7月中に消費者に対して情報を提供。

⑦ 主要百貨店・スーパーに対し、第2次円高活用プランの策定指導。

##### (2) そ の 他

① 国内電話料金について、土曜日の通話料金を8月までに引下げよう、その実施を促進。

② 日本電信電話株式会社の昭和61年度の設備投資について、上半期にできるだけ繰上げ発注が行われるよう指導。

◇大蔵省の昭和61年度の金融機関店舗、機械化通達について

大蔵省は5月21日、61年度の店舗、機械化行政に関する

る銀行局長通達および銀行課長、中小金融課長名の事務連絡を發出した。その主な内容は以下のとおり。

- (1) 休日営業可能な消費者金融店舗の設置を新たに認める(ただし、業務内容は消費者向け貸付およびC D・A T Mによる預金・為替の取扱いに限定)
- (2) 店舗の新築・建替えに際し、店舗の主要階の一部の賃貸を認める
- (3) ポータブル端末機の使用方法に関する規制の緩和
- (4) 店舗外C D・A T Mの設置枠を拡大
  - ① 1年度につき従来の15台から30台とする。ただし中小金融機関については無制限。
  - ② 企業内オンラインC D・A T Mの設置枠(上記設置枠の内数)については従来どおり5台。
- (5) 顧客のパソコンと金融機関のコンピュータとの接続による資金移動取引を認可
- (6) バンクP O Sにつき次の点を改正
  - ① 設置枠を従来の1年度3販売店から10販売店に拡大。
  - ② 資金移動範囲について従来の同一行庫内同一支店間から同一行庫内に拡大。

#### ◆行革審「最終答申」について

臨時行政改革推進審議会(土光敏夫会長)は、6月10日、58年7月1日の発足以来3年近くにわたる審議の結果を取りまとめ、「今後における行財政改革の基本方向」と題する最終答申を中曽根首相に提出した。その主な内容は以下のとおり(金融・財政に比較的關係の少ないものについては項目のみ掲載)。

#### 1. 行財政改革の道すじ

臨調答申の実施は着実に進展してきた。しかし全体としてみると今後の課題も少なくなく、行財政の改革はまだ道半ばであり、とくに財政再建については前途は程遠い状況にある。「増税なき財政再建」は行政改革推進のてことしての役割を今後とも失わないと位置づけられる。財政再建の進め方については次のように提言。

##### (1) 財政再建の目標

当面は赤字国債依存からの速やかな脱却が喫緊の課題。建設国債といえども発行の抑制が必要。

##### (2) 中長期的な財政構造の改善

赤字国債脱却後も引続き国債依存度を引下げ方向で努力すべき。国鉄の長期債務の処理については最終的に国民の負担によって処理しなければならない額についてある程度目途がついた段階で新たな財源措置を

検討する必要。社会保障制度については、一段の改革等を通じて租税負担率の中に占める社会保障関係費の負担が長期的に現状をそれほど大きく上回らない程度に抑制すべき。

##### (3) 経済情勢等への臨機対応

民間活力の発揮のため規制緩和を進めるとともに、財政投融资や地方債の活用等により公共事業の総事業量について弾力的対応を図るなど、行財政改革の基本路線の枠内で様々な工夫がなされるべき。国際収支の大幅不均衡の是正は、財政支出の拡大によって解決できる問題ではなく、産業構造の転換等の中・長期にわたる総合的対応が必要。

#### 2. 行政施策等の改革

##### (1) 行政施策

##### ① 社会 保 障

公的年金および医療保険制度の一元化を図るとともに厚生年金等の被用者年金の支給開始年齢を引上げるべき。

##### ② 文 教

##### ③ 農 政

##### ④ 社会資本整備

一般会計の公共事業関係費の総額は当分の間抑制。総事業量については財投、地方債の活用等により弾力的に対応。民活、受益者負担方式による社会資本整備を推進。

##### ⑤ 科学技術・エネルギー・経済協力・防衛等

##### ⑥ 地方 財 政

地方財政についてもその合理化・効率化を強力に推進。地方分権を推進する観点からも、国と地方の機能分担および費用分担の見直し、地方公共団体間の財政格差の是正を求める必要。給与、単独事業費の適正化、地方公共団体間の財源調整、補助事業の廃止・縮小、零細補助の廃止等の推進。

##### ⑦ 税 制

税負担をできるだけ広く平等に求める。現行の租税特別措置、非課税貯蓄制度等の見直し。

##### (2) 政府事業等

##### ① 国 鉄

##### ② 国有林野事業

##### ③ 郵便貯金・財政投融资

イ、郵便貯金については、当面経営の一層の合理化・効率化を進めるとともに次のような措置を講ずる。

- ㉔ 定額貯金等の商品性の見直し、市場金利連動型貯金の導入の検討。
- ㉕ 現行の預入限度(300万円)の引上げは行わず、限度額管理の一層の適正化。
- ㉖ 金利については、小口預金金利の自由化が行われた後は一定のルールに基づき市中金利に追随し弾力的に決定。
- ㉗ 資金運用部預託利率の国債の利回りを基準とする金利との連動。
- ㉘ 郵便貯金特別会計に発生主義会計制度の導入を検討。

ロ、財政投融资についてはその運用および対象事業について徹底した見直し。

ハ、郵便貯金の経営形態および財投制度のあり方につき、関係省庁を含む検討の場を設け抜本的な改革を検討することが望ましい。

### (3) 行政組織・公務員・事務運営

臨調答申の指摘した行政改革を進める4つの観点(変化への対応、総合性の確保、行政の簡素化・効率化、信頼性の確保)に沿って改革を推進。

## 3. 特殊法人等の改革

### (1) 改革の視点

特殊法人の公的側面等にも留意しつつ、次のような視点に立って活性化を図る必要。

#### ① 国の関与の見直し

事業運営面での国の監督・規制をできるだけ緩和する一方、その結果についての経営責任を明確にする方向での国の関与のあり方を見直し。

#### ② 条件の整備

役員および職員の全体が、経営責任を自覚し、士気に溢れた状態となるための条件整備。

### (2) 措置

活性化を実現させるためには、次のような措置が必要。

#### ① 人事管理

#### ② 予算・会計

国の予算統制の弾力化、企業会計原則による会計処理基準の作成・適用。

#### ③ 政府規制

政府規制の廃止・緩和の推進。運営上の細部への関与の廃止。

#### ④ 給与決定

#### ⑤ 業務運営

中期的業務計画の策定および業務のあり方を見直し。各省庁は所管する特殊法人ごとに客観的な業績評価基準を作成し的確に業績評価。監事の権限強化等監査機能の充実。また経営内容の公開。

#### ⑥ 共通準則

#### ⑦ 総合調整

### (3) 個別法人の活性化方策

個別法人の活性化方策を主として次のような視点に立って検討(個々の法人に関する具体的な活性化方策については掲載省略)。

#### ① 民営化の推進

民営になじむものについての早期かつ計画的な民営化。

#### ② 経営の効率化・合理化

民間能力の向上、ニーズの変化等に即応した経営の効率化・合理化、業務の重点化の推進と事業のあり方を見直し。

#### ③ サービスの質の向上

関係特殊法人等を通ずる一体的サービスの提供等によるサービス内容の質の向上。

## 4. 地方行政の改革

### (1) 改革の視点

#### ① 自主性・自立性の強化

機関委任事務を地方公共団体の事務とすることによる地方公共団体の自主性・自立性の強化。

#### ② 地方行政の簡素化・効率化

#### ③ 広域化

市町村の合併等による地方の時代を担う広域的な行政体制の確立。

### (2) 国が行うべき改革

#### ① 実施状況

#### ② 今後の課題

イ、国の関与・必置規制の見直し。

ロ、機関委任事務の整理合理化および権限委譲。

ハ、民間委託等の推進のための規制緩和。

ニ、会館等公共施設の新設抑制・複合化の推進。

ホ、定期的見直しの仕組みの確立。

### (3) 地方自らの改革

#### ① 実施状況

#### ② 今後の課題

イ、地方行革大綱の推進。

ロ、地方行革の評価および実施状況の公表。

### (4) 広域化への対応

- ① 合併の推進による市町村行政の広域化
- ② 都道府県行政の広域化

#### 5. 今後の推進体制と立法府等への要請

##### (1) 今後の行革推進体制

行革審の解散後も、行政改革推進のための審議機関を設置する必要。

##### (2) 立法府および国民への要請

立法府には行政改革の推進に資するための適切かつ有効な措置をとることを期待。国民には理解と支援を求める。

#### ◆小口預金金利自由化に関する金融問題研究会報告について

大蔵省銀行局長の私的諮問機関である金融問題研究会(座長、貝塚啓明東大教授)は、5月22日「小口預金金利の自由化について」と題する報告書を取りまとめた。当研究会は、昭和60年7月の「市場アクセス改善のためのアクション・プログラム」で示された方針に基づき、昨年10月から今後の小口預金金利自由化の基本的な考え方についての検討を行ってきたものである。報告書は、金利自由化の意義、小口預金の特性、自由化の影響について考察したうえで主に以下の諸点に論及。

- 小口預金金利自由化の前提として郵便貯金について他の民間金融機関とのトータル・バランスが図られること、信用秩序維持のための対応策の整備を図ることが必要である。
- 自由化の方針としては、当面は小口の市場金利連動型預金を創設することから開始することが現実的である。
- 小口預金の範囲としては1000万円以下とする考え方と、300万円以下とする考え方があった。
- 自由化の進め方については、大口預金に引続き漸進的に進めることとし、今後郵便貯金と民間預金とのトータル・バランスの確保等の環境整備を前提とし、できるだけ早期に実施していく必要がある。その際非課税貯蓄制度の検討の状況にも配慮すべきであるとの意見もあった。

#### ◆金融機関に対する国債等ディーリング認可等について

大蔵省は5月30日付で下記の地銀10行、相銀29行、外銀1行、全信連および5信金、商中の計47行庫に対して国債等公共債(既発債)の売買(いわゆるディーリング)業務を認可した(実施は6月2日)。これによりディーリン

グ認可先金融機関は従来の87行庫から134行庫に拡大された。なお今回認可先のうち外銀(セキュリティー・パシフィック)を除く46行庫については、当初1年間はディーリング対象債券が残存2年未満のものに制限されている(セキュリティー・パシフィックについては、対象債券に制限のないいわゆるフルディーリングが認可された)。

▽地 銀……羽後、荘内、東北、関東、富山、清水、(10行) 三重、但馬、鳥取、筑邦

▽相 銀……北洋相互、北日本相互、徳陽相互、大生相互、栃木相互、千葉相互、第一相互、ときわ相互、東京相互、新潟相互、富山相互、岐阜相互、中央相互、名古屋相互、中京相互、第三相互、滋賀相互、近畿相互、幸福相互、福徳相互、関西相互、兵庫相互、阪神相互、広島相互、香川相互、愛媛相互、東邦相互、高知相互、九州相互、

▽外 銀……セキュリティー・パシフィック(1行)

▽その他……商工中金、全信連、城南信金、岡崎信金、(7行庫) 岐阜信金、京都信金、京都中央信金

また、第二次ディーリング認可行の地銀44行、相銀1行、外銀5行は6月2日よりフルディーリングを開始した。

#### ◆中期利付国債の入札参加者の追加について

大蔵省は5月30日中期利付国債の入札参加者として新たに城南、岡崎、岐阜、京都、京都中央の各信用金庫を指定した。その他の窓販認可先信用金庫433庫については全信連に入札行為を委託するいわゆる間接参加方式がとられることとなった。この結果、中期国債の入札参加者総数は従来の246機関から251機関となった。

#### ◆政府保証債・公募地方債の発行条件改定

政府は政府保証債、公募地方債の発行条件を次のとおり改定し、6月債より実施した(6月11日に決定)。なお長期国債については、発行条件据置き(表面利率5.1%、発行価格100.00円、応募者利回り5.100%)。

## 政府保証債・公募地方債の発行条件

		変更後	変更前
政府保証債	表面利率(%)	5.8	5.5
	発行価格(円)	99.50	99.50
	応募者利回(%)	5.879	5.577
公募地方債	表面利率(%)	5.8	5.5
	発行価格(円)	99.50	99.50
	応募者利回(%)	5.879	5.577

## ◆事業債の発行条件改定

引受証券会社は事業債の発行条件を次のとおり改定し  
6月債から実施した(6月11日決定)。

## 事業債(AA格債)の発行条件

		変更後	変更前
12年もの	表面利率(%)	6.0	5.7
	発行価格(円)	99.75	99.75
	応募者利回(%)	6.035	5.735